

社会福祉法人永山会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人永山会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費、（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬とする。賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、常勤の理事の報酬月額は、別表1に定める額。
- (2) 通勤手当については、実費とする。

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、別表3に定める、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しない。

（報酬等の支給方法）

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第6条に準じた日とする。
- (2) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- (3) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があつたときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第8条 役員等が出張する場合は、別表3に定める額を支給する。

- (1) 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（公表）

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月11日より施行する

この規程は、平成30年6月17日より、別表1及び別表2を改定し、施行する

この規程は、令和5年3月12日より、別表1及び別表2を改定し、施行する

別表 1 (常勤役員等の報酬)

(1) 理事長

役職名	月額
理事長	800,000 円

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 理事長

役職名	月額
理事長	400,000 円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円

(4) 評議員

	日額
評議員会への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円

別表 3 (役員の旅費)

	列車	航空機	旅費	日当	宿泊費
役員等	グリーン車	ビジネス クラス	実費	20,000 円	実費

※ 交通費は実費